

Client Alert

29 August 2024

EU 外国補助金規則 (FSR) : 欧州委員会が域内市場を歪める外国補助金の評価手法の明確化に係る文書を初めて公表

本アラートに関する お問い合わせ先



阿江 順也
パートナー
03 6271 9491
junya.ae@bakermckenzie.com



鈴木 道夫
パートナー
03 6271 9699
michio.suzuki@bakermckenzie.com



篠浦 雅幸
シニア・アソシエイト
03 6271 9529
masayuki.shinoura@bakermckenzie.com

はじめに

[外国補助金規則](#) (FSR) の適用開始から 1 年が経過し、欧州委員会は、外国補助金が EU 域内市場を歪めるかどうかの評価手法に関し、初めてとなる指針を示す [作業文書](#) を公表した。

FSR の目的は域内市場における競争の公平性を確保することであり、欧州委員会は、外国補助金と域内市場における実際の又は潜在的な歪みとの関連性を立証しなければならない。この点、FSR 第 5 条第 1 項で「最も歪曲的である可能性が高い」とされている外国補助金¹は歪曲的であると推定され、補助金の受領者側に歪曲的ではないことを証明する責任がある。債務又は負債に対する無制限保証は「最も歪曲的である可能性が高い」とされる外国補助金の 1 つであり、アラブ首長国連邦の通信会社による買収に係る詳細調査（買収に関するものとしては初めての詳細調査事案）において取り上げられている。作業文書では、欧州委員会がこの概念を広く解釈することが確認されている。

FSR 第 5 条第 1 項が定める外国補助金の恩恵を受けていない大半の多国籍企業の場合、FSR に基づく届出により欧州委員会が実質的な懸念があると考えに至る可能性は低いであろう。

域内市場の歪曲

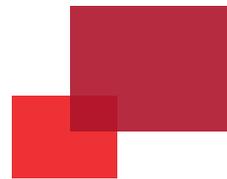
FSR は、外国補助金によって引き起こされる域内市場の歪みを防止し、これに対処することを目的としているところ、域内市場が歪められると認められるためには次の 2 つの条件を満たす必要がある。

1. 受益者が域内市場で経済活動に従事しており、その活動と外国補助金との間に関連性があること
2. 外国補助金により受益者の競争上の地位が向上し、これにより域内市場の競争に（実際の又は潜在的な）悪影響が及ぶこと

従って、EU 域内で活動していない子会社に付与された外国補助金は、通常、歪曲的とはみなされない。しかし、欧州委員会は、EU 域内での活動を補助するために外国補助金を使用されていないかどうかを含め、グループ内の資金の流れに注目する。

欧州委員会は、受益者が EU 域内で活動しているからといって、外国補助金が歪曲的であると推定することはできない。欧州委員会は、FSR 第 4 条第 1 項に列挙されている非網羅的な指標、即ち、外国補助金の額及び性質、受益企業の状況

¹ これには、経営不振企業への支援、債務又は負債に対する無制限保証、OECD 公的輸出信用アレンジメントに準拠していない輸出金融措置、企業結合や不当に有利な入札を直接推進する資金的貢献がある。



(規模、関係する市場・セクター等)、並びに、外国補助金の目的及び条件を踏まえ、補助金が市場に及ぼす影響について詳細な評価を行う必要がある。

もっとも、欧州委員会は、このような指標を重視することをすべてのケースで義務づけられるわけではなく、評価にあたっては幅広い裁量を有する。また、FSR 第5条第1項に列挙されている「最も歪曲的である可能性が高い」補助金を評価する際には、悪影響が生じないことを証明する責任が受領者側にあることから、このような指標を検討することを要さない。

欧州委員会は、「最も歪曲的である可能性が高い」カテゴリーにおける「無制限保証」に該当すると考えるものについて、次のように説明している。即ち、一見市場条件に見える民間銀行の融資も、その公式又は非公式な条件によっては問題が生じる可能性がある。貸付条件には様々な形態があり、これは必ずしも明示されているとは限らない。本文書は、流動性の問題が生じた場合に政府が介入する可能性があり、これにより債権者が資金を回収できる可能性が高くなるため、企業がより良い融資条件を得られる場合を例として挙げている。欧州委員会によれば、このようなやや不透明なシナリオは無制限保証を伴う可能性があるため、歪曲的と推定される。

このようなアプローチは、買収に係る初めて、かつ、現在進行中のFSRに基づく詳細調査事案である、Emirates Telecommunications Group (e&) によるPPF (チェコのコングロマリット) の複数加盟国所在の電気通信資産の買収事案における[欧州委員会の立場](#)と一致している。Emirates グループはアラブ首長国連邦 (UAE) の破産法の適用除外を受けており、これにより同グループは貸し手からより良い条件を得る上で有利な立場にあると欧州委員会は主張している。

欧州委員会は、域内市場に歪みが生じる可能性について判断した後、より広範な政策目標 (環境保護、社会的基準、研究開発の促進など) との関連も含め、プラスの効果と比較検討しなければならない。作業文書では、確立されたEUの国家補助に係るルールのもとでプラスの効果が認められている場合、FSRの審査においても同様に見なされる可能性が高いことが明確にされている。

公共調達に係る届出における歪曲評価

公共調達のケースにおける実質的なテストは、外国補助金により入札者が「不当に有利な入札」を提出できるかどうかである。補助金により入札者が不当に有利な入札を提出することが直接的又は間接的に可能になることにより、歪みが生じる、又は、生じる危険性があることが示されなければならない。

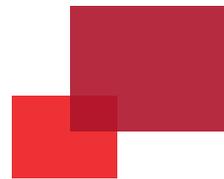
入札が「有利」かどうかは、入札手続における他の入札との比較、また、契約当局の準備文書や内部調査、予算の見積もりとの比較により評価される。

有利な入札が「不当に」といえるかどうかには、その有利さが生産プロセスの費用対効果、技術革新、あるいは入札者が他の方法で利益を得られる例外的に有利な条件の有無といった要因により正当化できるかどうかという評価が含まれる。

歪みとプラスの効果のバランステストにおいて、欧州委員会は、問題となっている商品又はサービスの代替供給源の有無も考慮する。

企業結合に係る届出における歪曲評価

作業文書では、企業結合規制とFSRとは異なる目的を追求するものであり、従って両手続における結果は異なる可能性があることが明確にされている。



FSRの下では、欧州委員会は、外国補助金によって買収者が市場条件よりも低い条件で資金を調達することができ、これにより取引に投入できる資金力が向上したかどうかを審査し、また、既存の無制限保証（又はその他の補助金）が対象会社にも及び、これにより同社がクローリング後に事業を展開する市場における競争が歪む可能性があるかどうかを審査する。前述のe&/PPFの取引に係る現在進行中の調査では、この2つの競争阻害理論が検討されている。

なお、欧州委員会は、対象会社又は状況によっては売主企業に付与された補助金も審査に関係する可能性があることを指摘している。

まとめ

欧州委員会が焦点を当てているのは、「最も歪曲的である可能性が高い」補助金という限定されたカテゴリーである。こうした補助金は、資金力のある国が自国の代表的企業を直接的又は間接的に海外で売り込むために付与する傾向がある。作業文書には詳細がほとんど記されていないが、同文書は、欧州委員会が外国補助金が歪曲的かどうかを判断する際にはかなりの裁量を認められることを強調している。規則に記されているとおり、より明確な指針は遅くとも2026年1月までに公表される予定である。